アジアに お ける人権保障機構 0) 構想

次

 \mathbb{H}

一 人権保障機構設置の模索

はじめに

国連関係

NGO関係

アジア諸国の人権状況

(P4) (==) (==) 政治状況

人権諸条約への参加状況

憲法における人権規定

実際の人権状況 (以上、五巻三号)

展望

―アジアにおける人権保障機構の実現の可能性

地域的人権保障機構の必要性

(四) (三) (二) (一)

アジアにおける地域的人権保障機構の必要性 国際的人権保障における人権の地域的伸長・保護の位置

アジアにおける地域的人権機構の可能性

結びにかえて

(以下、本号)

(以上、六巻三号)

阿山

部崎

浩公

己士

=

(四) アジアに おける地域的人権 機 構 0 可 能

アに 的 (2)機構 おいて、 れまでにみたように、 が保護対象とする権利および自由 政府間または非政 アジア地域には既にい 行問 の地域的人権保障機構が成立する可能性を探るにあたり、 (3機構の形態ならびに4)機構の規模の各要素に くつか の非政府間 で の人権保障機構が成立している。 (E) うい まず初めに(1)機構 て個別 本節では、 に検討 アジ を加 の目

(1)機構の

え、

次にそれぞれの要素の

いかなる組合せに実現可能性があるかについて考察する。

的 nを単に. 既にみたように、これまでにアジアにおける地域的人権保障機構の実現可能性が議論された際には、 . る。 人権の 「伸長」 活動に限るの か、 ある 11 は 人権 \mathcal{O} 「保護」 活動をも目指すものとするの か、 が常に その機構 に論じら の目

に関 張される様々な見解が既に登場 る側 ける人権の遵守・ 人権分野に 人々に啓発することは地域人権委員会の目的の一つであること、] た。 この点は、 しては プにお 面 アド を研究する」 おける勧告的機関として地域諸国 この任務 て合意され ホ 九六九年に国連人権委員会が設けた ク研究グル 尊重状況に関し情報を収集・ アド・ は国家の たのは、 グループの報告書中の・ホック研究グループ 排他的 玉 |連憲章や国 またこの後の対立の基調となる見解の相違も既にみられる。 権限と抵触するとの意見もあり、 |を援助しうること、 照合 連・ (以下、「アド・ 「地域委員会が実施しうる任務 専門機関による宣言・条約に合致する人権や基本的 評価、 国 連ファミリー 玉 ホック研究グループ」と略称) および地域人権委員会は、 連の であった。 関係機関にこれを通報することができるか否 内に地域的 合意は得られなかった。また、 L か 権限」 Ľ 人権委員会を設置する提案の 地域人権委員会が当該: の項には、 地域諸国の要請に応じて、 によって最初に論じら アド この後繰り 地域人権 ホッ 自 由 地域に ク研究グ を地域の 返 あ し主 5

n

つ

た。

権限に との 会に国 務とすることは了承されたものの、 るに至っ 人権規約上 11 に賛成する者と、 理由 「家や個人・集団 7 てい C J からこれに反対する者とが対立し、見解は一致しなかった。このように、地域人権委員会に期待しうる任務 て初 0) 諸手続によって既に処理されており、 な 80 個人による人権侵害の申し立ての処理 て論議したアド・ 他方で個人による申し立ては国連における人権に関する定期的報告制 からの通報を検討する権限を与えるか否かに関しては、 人権の ホ ック研究グル 保護 活動をもその任務とすることに関しては合意を得るには至らなか さらには個人による申し立ての処理は国家の排他的 ープ報告においては、 は地域的手続によって行うのが最も妥当であるとの理由でこ 人権の 方で国連が未だに適切な手続を設け 「伸長」 活動を地域人権委員会の任 度、 通報手続、 権限に属する および国 際

要であることは合意され、 面は 見解が別れ合意を得るには至ってい 方のアジア諸国 て地域的 コ 困難であり、 口 ン ボ 人権保障機構が行い得る セミナーにおいても、 [の合意を得た。 可能性が残されているのは、 また人権の しかしながら、 「伸長」 ないい。 アジア・太平洋地域における人権の 「伸長」 このように、 活動としてはどのようなものが想定できるであろうか。 を目指す機構を現時点でアジア地域に設置する可能性につい 人権の 人権の「保護」を目的とする機構をアジアに設置できるかに関しては、 「伸長」 アジア地域に人権の を目指す機構であると思われる。 「伸長」と「保護」 「保護」 をも目指す機構を創ることは のための国 では、 アジアにお 際的協力 ても、 が 大 必

②人権教育の奨励 る情報・ 地域的-文献 人権保障機構に期待される人権の の収集および公表、 普及、 ③地域的人権問題に関するセミナー ⑤人権思想や国際人権法の啓発・普及、 「伸長」 活動としては、 シンポジウムの開催、 ①人権分野における地域的な問 ⑥地域的 人権問題に関する情報交換の促進 ④人権状況や人権 題 \mathcal{O} 調 問題 査 研 に関す

等が考えられるであろう。

(2) 機構が保護対象とする権利および自由

よっても左右されるであろう。

権限を性格づけるうえで重要な要素であるが、この点は、どのような権利および自由を機構の保護対象とするのかに 機構の目的を人権の 「伸長」活動に限るのか、 あるいは「保護」活動をも目指すものとするのかは機構の任務

関する条約案」(以下、「条約案」と略称。)では、同人権委員会が保護対象とする権利•自由は個別には明示されてお関する条約案」(図) らず、同人権委員会における指導原理および適用すべき基準として次のような規定をおいているにすぎない。 コロンボ・セミナーにおいて議論の素材とされたネパール代表の手になる「アジア・太平洋人権委員会の設置に

び処罰に関する国際条約、 約、市民的及び政治的権利に関する国際規約•同議定書、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、 権に関する特定の地域的文書の規定、 よって採択された文書の規定のような、 (指導原理) 委員会 (アジア・太平洋人権委員会) は、 難民の地位に関する条約・同議定書、ILO、UNESCO、FAOおよびWHO等の国際連合の専門機関に 国際連合憲章の規定、世界人権宣言、ならびに特に経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規 人権の分野における国際連合文書および地域的な文書の規定が含まれる。 人権に関する国際法を指導原理とする。同法には、将来締結される人 アパルトヘイト罪の鎮圧及

して一般に認められた慣習を証拠づける国際的人権基準と一致する地域的慣行、ならびに法則決定の補助手段として同地域の諸国によ って認められる法の一般原則、 (適用すべき基準) 委員会は、 裁判上の判決および権威ある著作者の学説にも注意を払うものとする。 同地域の構成国が明示的に認める規則を確立するその他の一般的または個別的国際条約、

び人民の権利」と「義務」について二九か条にわたり詳細な規定をもつのに対し、条約案では右のような包括的・一 右の規定は、 アフリカのバンジュル憲章の第六〇条および六一条に類似している。 しかし、 同憲章は冒頭に「人及

この事実は、 般的 が、 な適用基準を示すにとどまり、委員会が保護対象とする権利および自由のカタログを列挙するには至ってい むしろ、 アジア全域的規模で政府間 条約案がそもそもコロンボ・セミナーにおける討議の叩台として提示されたものであることにもよろう の人権保障機構を構想する場合、 個別的人権カタログを提示し得ない現状を

Ξ 民及び諸政府の基本的 そこで次に、 |本的責務に関する宣言」を取り上げ、非政府間の人権機構が提ASEAN地域の法曹有志から成る「アジア地域人権審議会」 非政府間の人権機構が提示した保護対象とすべき権利・ が 一 九八三年に採択した 「アジア諸

につい

て検討

しよう。

示すものと言うべきであろう。

ず、第一項で、 誠実な施行及び実施を行う」よう要望する 規定し、 この宣言は の 宣言が保護対象として確立することを目指す権利・自由は、 アジア地域の 生命、 既存の人権文書とは異なり、 相当の人間的生活水準、 すべての政府および民衆に対して「これらの責務を各国 ならびに存立、 主権、 (同宣言前文第六項) というユニークな形式をとってい 政府および民衆の 安全、 独立、 自決、 尊厳、 文化・社会・経済・ 個性、 「責務」という視点から保護対象とする権利 自由、 第一 条 真実、 (基本原則) の憲法及び法令に組入れ、 政治面での自主的発展に対する 法の適正手続及び正義に対する に詳細に列 挙され てい 直ちにその 自 る。 由 す 「民 を ま

家の 拷問等からの自由、 衆の基本的権利」 目にわたり伝統的 べての者の基本的権利」 憲法に組入れられるよう保証」 を保護することは各政府の責務である、 な市民的 ③法の下の平等・独立公正な司法に対する権利、 政治的 することを求めている。 権利を列挙し、 国家に対し「法令又は行政行為による制約をこえるものとして国 として基本原則の骨子を示す。 すなわち、 ④恣意的な拘束・ ①生命・自由・人身の安全に対する権利、 抑留· また、 追放・没収からの自 第二項で、 次の八項

⑤移動

居住

の自由、

⑥ 思想 •

良心・宗教の自由、

⑦意見・

表現の自由、

ならびに⑧集会・

結社の自由である。

使すること、 他 これに対し、 新国際経済秩序樹立宣言・行動計画、 世界人権宣言を始めとする各種の国際的人権文書(一九四九年ジュネーヴ諸条約・議定書、 ならびに、 第三項では、 その主権を主張・防護・保全し、その文化と個性を保存・振興する等のことは、「個人及び民 他の者の権利・自由を尊重・守護しつつ、 経済的権利義務憲章等が掲げる内容も各政府は同様に保証すべきものとされる。 人間的連帯の精神の下で自らの権利・自由を行 ILO諸条約を含む)、

衆の責務」であると規定する。

なく、 匹 章においても「人及び人民の権利」という形で、 利も含まれている。また、各政府が保証すべき責務を負う事項として個人および民衆の権利・自由を列挙するだけで の人権カタログには、 の権利が保護対象とされており、また家族・社会、 き権利 このように、「アジア諸民及び諸政府の基本的責務に関する宣言」の第一条(基本原則) 以上に紹介した宣言および憲章が提示する人権カタログは、 個人および民衆が負うべき責務をも明示している。これらはこの宣言の一つの特色といえるが、 自由を決定するにあたり直面すると思われる次のような問題点を示唆していると考えられる。 伝統的な個人の基本権である市民的・政治的権利はもとより、 国その他の共同体、国際社会に対する個人の義務も規定されている。 個人の権利・自由の他に人民の自決権・人民の発展の権利等の集団 アジアにおける地域的人権保障機構が保護対象とす 発展への権利をも含む民衆の権 が提示する保護対象として バンジュ ル

は ような集団 えな キリスト教の伝統とヨーロッパ資本主義から生まれ育ってきたもので、アジアでは必ずしもその適用が妥当と 的 保護対象とする権利および自由はあくまで個人的なものに限るのか、 なものをもこれに含めるの との 指摘も、 この問題点と密接に関連するであろう。 か、 である。 「世界人権宣言を中心とする国家条約・宣言などの説明する人権 あるいは民衆の権利や人民の権利の

は、 市民的・政治的権利と経済的・社会的・文化的権利のいずれかに力点を置くのか、 あるいは双方とも保護

太平洋人権委員会」を設置するものとしている。

対象とするのか、 である。 アジア諸国 の憲法上の人権規定をみると、 ASEAN諸国 のように概ね社会権を憲法 上の

権利として位置づけていない場合もあるので、(⑷) 特に小地域規模の機構を考える際にはこの点が重要となろう。

義務の側面も規定するのか、である。 章前文)を考慮して締結されたバンジュ 第三は、 人権カタログに権利・自由のみを列挙するのか、 アフリカ諸国の「歴史的伝統の美点およびアフリカ文明の価値」(バンジュル ル憲章の例にならい、 あるいはこれに加えて個人または集団 アジアの特定地域の伝統や文化を配慮するのであれ (民衆・人民) 憲 0)

(3)機構の 形態

この問題点に直面するであろう。

第 的 人権保障機構と、 地域的人権保障機構の形態としては、大別して政府間機構、 条で、アジア・太平洋地域における人権 地域諸国の民間人または民間団体の手により設置される非政 0 「伸長」 と「保護」に関する次のような事項を任務とする「アジア・ すなわち地域の政府間の合意によって創設される地 府間機構とが考えられる。 域

- 1. ンポジウム・会議を組織し、情報を広め、 人権法、 人道法および難民法を含む人権の分野における地域的問題に関し研究・調査を実施し、 国家・地方の人権機構を援助し、 諸国政府に対し勧告を行うこと。 教育・授業を奨励 Ų セミナー
- 4. 3. 2. 人権侵害の申し立てを研究し、 地域の国家に対し斡旋を行い、 報告書を作成すること。
 - 地域の政府が立法・行政上の根拠となしうる人権基準を定式化し、 作成すること。
- 5. 人権の伸長および保護にかかわる他の地域的 国が委員会に委ねるその他の任務。 国際的機構、 政府間・非政府間組織と協力すること。

動 続を盛り込んではいない。 ジア・太平洋人権委員会」 も極めて限られたものでしかない。 この分野でなしうる任務は人権侵害の申し立ての研究、地域の国家に対する斡旋および報告書の作成に限られてい NGOなどの国家以外からの通報手続を規定している(第四七―五九条)のに対し、「アジア・太平洋人権委員会」 このうち人権の「伸長」活動に関する事項は、 もつにすぎない。 バンジュル憲章は実施機関としては人権裁判所を持たず、 両 の側面 . 論 が 右の任務のうち、 「アフリカ人権委員会」と略称。) の任務に関する同憲章第四五条一項および四項に類似している。 出され合意を得られなかったことは既にみたところである。 はヨーロ 活動に関して、バンジュル憲章は同憲章に違反する事実の通報手続として、 しかしながら、 ッパ人権条約や米州人権条約はもとより、 2以外の事項が人権の「伸長」活動にあたり、人権の「保護」活動にあたるのは2のみである。 このように、 を設けることを予定しているものの、バンジュル憲章のような人権侵害についての通報手 このような貧弱な任務しか予定していない政府間委員会の設置についてすら、 しかし、これに較べ「アジア・太平洋人権委員会の設置に関する条約案」 同条約案は人権の「伸長」 バンジュル憲章上の「人及び人民の権利に関するアフリカ委員会」 アフリカ人権委員会を設置しているだけであり、 バンジュル憲章の規定に較べても極めて控え目な内容を 活動を主たる目的としており、 国家からの通報手続と個 人権 しかし、 0 「保護」 その権限 は 人や 。 以 る。

あり、 わち、 大国 府は国内秩序安定・ アジアにおいて政府間 |の直接的間接的干渉が国家の独裁的・権威主義的性格を助長し、 ③アジア地域には、 ①アジア地域諸国は民族的 経済成長優先政策を採り、 の人権保障機構が成立し得ない理由として、これまで次のような説明がなされてい 欧州審議会・米州機構・アフリカ統 ・歴史的・文化的・宗教的に多様であり、 社会規範の形成と集団訓練を重視し、 一機構のような一般的地域組織が存在せず、 ⑥人権意識昴揚の担い手たるべき市民層が弱体 ②諸国間の政治的 人権問題に関心を示さず、 ・経済的利害が複雑 4各国政 る。 ⑤ 超 すな

で、 社会的調和を個 人的 利益 に優先させる伝統的観念が強い からである、

政• が、 部に多種 うした事情から、 て形成された、 されたのではなく、 右の説明 司法権 次の二点を敢えて補足しよう。 多様な要素を抱えている場合が少なくない が必ずしも全国土に実効的には妥当しておらず、 とい アジアに アジア地域は種々の面で多様な国家群から成っているというだけでなく、 う事実である。 欧米諸国 おいて政府間 の植民地化のプ このためこうした諸国では、 第一は、 の人権保障機構の成立を妨げてい ロセスのなかで人為的に描かれた国境線にもとづき近代的 アジア地域、 のである。 特に東南アジア諸国は、 このため、 第二は、 民族分布と国家とが一致しない る要因 人権保護の担い手として十分に機能 アジア諸国 は ほぼ そのほとんどが自然発生的に の中には、 W い尽くされてい 個々 のが通 の国 中央政府の立法 家はそれぞれ 週例である。 (15) ると思 国民国家とし し得ない わ 形成 n 行 内 る

することの方がより現実的と思わ 待できない 述のような理由から、 ように思 わ n る。 少なくとも現時点では、 結局、 n る。 アジアに おい て地域的 アジアに政府間の地域的 人権保障機構を考える場合、 人権保障機構が実現することは 当 面 は、 非政 府間機構を構 あまり期

状況にある国家も少なくないことである。

(4) 機構の規模

あるい アジアにおける地域的人権保障機構の実現可能性を考えるにあたって、 は東アジア、 東南アジア、 南アジアのような小地域単位でこれを考えるのか、 機構をアジア全域規模で構想する(ધ)) は重要な点であ の か

済体制 民 族的 これ や法制度が比較的均 までに既に地域的人権保障機構が成立している地域は、 文化的 宗教的に多様であり、 一である地域である。 地域的人権保障機構が成立しうる基盤が極めて弱 これ に対し、 アジア地 ヨーロ ッパや米州のように、 域 は上述のように 67 \exists 地域内諸国間 Ì このため、 口 ツ パ P 米 アジア全域 の政 州 較 治 経

には、 韓台などの緊密な二国間関係はみられるが、資本主義国と社会主義国が相半ばしているため、 および南アジアの三つの小地域を軸として、次にこの点を考察しよう。その際、各小地域における文化的共通基盤(特 でもなく、 とんどみられない。 相互依存関係はアジアの他の小地域に較べても少なく、 治環境を不安定なものにしており、絶えず緊張状態にある。また、地域内諸国間の関係をみると、日中、 に法文化についての) を対象とする地域的人権保障機構を現時点で構想するのはあまり現実的でないように思われる。では、 一 これらの三小地域のうちわが国が位置する東アジアには、政治体制を異にする諸国が混在しまた分裂国家も存在 この地域の政治状況をみると日中関係は安定しているものの、 地域的人権保障機構が成立する可能性は存在するのであろうか。本稿で便宜上分類した東アジア、 東アジアにおいて小地域単位の地域的人権保障機構を構想するのは、 この現状は当面変わる見込みが乏しいので、 の有無、 国内法制度 (特に人権規定についての)の類似性の有無に留意することにする。 したがって地域単位での経済的・社会的な国際協力関係 文化的共通基盤や国内法制度の類似性を検討するま 朝鮮半島での南北両国対立がこの地域の国際政 少なくとも現時点では、 東アジア地域単位での 小地域レ 日韓、 東南アジア 極めて困難 中 ベル もほ 朝

を定める条約や協定を通じて、またその結果としてのASEAN加盟国間での人や物の交流を通じて、 るのは現時点では困難であろう。 は独自の社会主義国家建設に努めている。 ルネイの資本主義諸国とベトナム、 東南アジアでは、 域内特恵関税制度、 ASEANに結集するフィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイおよびブ 等により域内協力関係を進展させている。こうした地域協力の進展は、 しかし、 ラオスおよびカンボジアのインドシナの社会主義諸国とが対立しており、 ASEAN諸国は一九六七年のASEAN結成以来、 したがって、東南アジア小地域単位で地域的人権保障機構の可能性を論じ 共同工業化プ その制度的枠組 域内での実定 ビルマ ジェ

である。

加 AN諸国間に地域的人権保障機構を設置するための一つの核となりうるであろう。 が採択された。これはあくまでも宣言であり、 より「アジア地域人権審議会」 た状況を考えると、 が強権的な開発政治を推進し、 定をみると、 底部にはASEAN全域に共通する法文化が存在するといわれる。 国内にあっても複数の法が存在するというい 法 の調整と統一を促している。 かしながら、非政府間のレベルでは、 ヒンドゥ、 特に類似点を見いだすことはできない。 ASEAN諸国間に政府間 イスラム、 その過程で国民の政治的権利や人身の自由を侵害している場合が少なくない。(※) 中国慣習法、 が結成され、 ASEAN地域には、 一九八二年にフィリピン、インドネシア、 翌一九八三年には「アジア諸民及び諸政府の基本的責務に関する宣言」 さらには各国の伝統的な固有法という全く多様な法が併存しており、 わゆる多元的法体制という状況を呈している。 同審議会が今後どの様な活動を展開するかは未知数であるが、 の地域的人権保障機構を創ることは当面は望めないであろう。 また、 欧米 (英・米・仏 ASEAN諸国では もっとも、 独 ・オランダ・スペ ASEAN諸国の憲法における人権規 「軍事政権」 マレーシア、 しかし、 イン) ない タイの法曹有志に L この多様性の基 からの移入法に 準軍事 政権」 こうし A S E

間では一九八○年代に入ってから諸国間の地域協力を具体化する努力が続けられていたが、 Regional Cooperation. 以下、 モルジブ、 グラデシュのダッカで開催された南アジア七か国 宣言の下にある国もみられ、 四 たダッカ宣言が採択され、 最後に南アジアであるが、この小地域には内戦または争乱状態にある国が少なくなく、 ブータン)の首脳による第一回南アジア地域協力首脳会議において、 かなり不安定な国際政治環境にある。こうした中で、アフガニスタンを除く同地域諸 「SAARC」と略称。) が創設された。 同地域の経済開発を目指す南アジア地域協力連合(South (インド、パキスタン、バングラデシュ、 SAARCは、 南アジアの地域内の協力強化をうた 南アジアの人々の福祉向上 Asian 一九八五年一二月にバン また戒厳令や、 スリランカ、ネパ Association 非常事態] およ for 玉

ない。 員会」が地域的人権保障NGOとして発足している。(ધ) 常設委員会の機能として、「新協力分野の開拓」が掲げられている。このような文書から、 歴史的に見て共通の価値を共有しており、地域協力はこれらの困難解決のための方策となる。」(ダッカ宣言第七項)(旣) び生活の質の改善、 グラデシュ、インド、ネパール、パキスタンおよびスリランカの民間人により、「人権および開発に関する南アジア委 ける地域的人権保障の分野にもその活動領域を拡げる余地があるものと思われる。 との認識の下にSAARCは結成されたのであり、さらにSAARC憲章第五条一項@には、 等をその目的として掲げており、これをみても人権の地域的保障を直接的に目指す機構でないことはいうまでも しかし、 国の集団的自立の促進強化、 南アジア諸国は、「過去の搾取等により貧困等の困難に直面しているが、社会的、 経済成長、社会発展および文化発達の加速ならびに人々に尊厳と可能性への自覚を与えること、 経済、社会、文化、 技術および科学の分野における積極的協働と相互援助の促 なお、 SAARCが南アジアにお 一九八〇年一月には、 外務次官で構成され 民族的、 文化的及び る

(5)小

次にこれまで検討したことを踏まえて、アジアにおいて地域的人権保障機構が実際に成立し得る組合せについて考察 素を規定する側面が最も強いのでここではこれを除外し、残りの三要素について、まず理論上ありうる組合せを示し、 際にはこれらの各要素は互いに関連しあい互いに他を規定しあうであろうから、これら各要素の組合せを検討しなけ とする権利および自由、 ば現実に機構が成立し得るか否かは判断できないであろう。そこで、 これまで、 アジアにおける地域的人権保障機構の可能性を考察するにあたり、 (3)機構の形態ならびに(4)機構の規模、 の各要素について便宜上個別に検討した。 (2)の要素は他の要素に左右され、 (1)機構の目的、 (2)機構が保護対象 また他の要 しかし、 実

する。

n

示

せば、

次の通りである。

機構の二類型がありうる。このように、 間機構の二類型がありうる。 八通りの ない機構は当面考えにくいので、機構の目的に関しては、 を目的とする三通りの場合が一応考えられる。 と「保護」の双方を目指す機構、 (1)で検討した機構の目的には、 組合せが考えられる。 4で検討した機構の規模としては、大別して①アジア全域規模の機構と②小地域規模 このありうる組合せを、 大別して人権の「伸長」と「保護」 の二類型がありうる。 三つの要素について各々二種の類型がありうるので、 しかし、 人権の「保護」 機構の成立可能性のより高 ①人権の「伸長」のみを目指す機構、 ③で検討した機構の形態には、①政府間機構と②非政 のみを目的とし、 の二種があるので、 V) ものからより低いもの 人権の 61 少なくとも理論上は、 ず ń および②人権の 「伸長」活動は行 か一方または双方 への順 伸 0 府 わ

8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1. 政府間機構 政府間機構 政府間機構 非政府間機構 非政府間機構 非政府間機構 非政府間機構 機構の形態 府間機構 伸長の 伸長 伸 伸長+保護 伸長のみ 伸長+保護 伸長のみ 伸長+保護 長+保護 0 み 3 的 小地域 小地域 小地域 小地域 アジア全域 アジア全域 アジア全域 アジア全域 規 模

| 次に、右に示した八種の組合せについて個別的に検討しよう。

A 非政府間機構

2のタイプに移行する可能性を秘めている。 る宣言」という標題からも明らかなように、アジア全域規模の活動を目指しているものと思われる。この意味では とが既に存在する。後者は、インドネシア、マレーシア、フィリピンおよびタイというASEAN四か国の法曹有志 から成っているため当面はこのタイプに属するが、同審議会が採択した「アジア諸民及び諸政府の基本的責務に関す 八〇年に発足した「人権および開発に関する南アジア委員会」と一九八二年に結成された「アジア地域人権審議会 の「伸長」活動のみを目的とする小地域規模の非政府間機構である。このタイプの機構としては、

し、これは単なる量的拡大ではなく質的な拡大をも伴うので、容易には実現しないであろう。 たらないが、1タイプの機構が小地域レベルで充分に基盤を固めれば2タイプの機構に移行する余地はある。 2. は、 人権の「伸長」活動のみを目的とするアジア全域規模の非政府間機構である。現在このタイプの機構は見あ

既存の機構も活動領域を拡げることは可能と思われる。 は存在しないが、先に検討した「アジア•太平洋委員会の設置に関する条約案」第一条二項が予定する人権侵害の申 し立ての研究・地域の国家に対する斡旋・報告書の作成のような比較的緩やかな「保護」活動に限れば、 3. は、 人権の「伸長」および「保護」活動を目的とする小地域規模の非政府間機構である。現在このタイプの機構 1タイプの

構としては、一九七九年に設置された「ローエイシャ(LAWASIA)人権常設委員会」と一九八四年に発足した情としては、一九七九年に設置された「ローエイシャ(LAWASIA)人権常設委員会」と一九八四年に発足した め人権侵害に関する苦情の受理・調査のような「保護」活動をも行うものとされている。また、後者は人権の「伸長」 「アジア人権委員会」 4.は、 人権の「伸長」および「保護」を目的とするアジア全域規模の非政府間機構である。このタイプに属する機 がある。前者はアジア・太平洋地域を対象とする人権NGOであり、 人権の「伸長」活動を始

活動 く評価はできない の勧告等の「保護」活動もその任務としている。 の他、 アジア地域内における人権侵害の申し立ての受理・検討・調査報告書の作成、 が、 活動次第ではアジア諸国の信頼を得てアジア地域の人権状況の改善のため貢献 この両機構の活動状況について筆者は情報をもってい 関係当局に対する救済措置 ない しうるもの ので正

B 政府間機構

期待される。

センター けは必ずしも明らかでないので、仮にバンコックにおける設置が実現しても、 検討されている同センターは、アジア全域的規模のものなのか、あるいは東南アジア規模のものなのか、その性格づ 財源等の解決すべき問題を抱えてはいるが、実現する公算は大きいと思われる。なお、バンコックに設置することが クの**ESCAP事務**局内に設置することを検討する段階にまで至っている。これを実際に設置するためには、 ジア・太平洋地域における人権関係資料の収集・調査・広報を目的とする国連人権関係資料寄託センターをバンコッ かしながら、これに向けての模索は一九六四年以来国連において続けられており、一(㎏) を目的とする政府間機構(5または6のタイプ)には実現可能性があるように思われる。 (3)機構の形態においても述べたように、現時点でアジアに政府間の地域的人権保障機構を創るのは困難である。 ·が設置される余地はあるものと思われる。 いずれにせよ、かかるセンターのような人権の「伸長」活動の 別のアジアの国、例えば日本に同様の 九八六年の人権委員会では、ア 玉

る。 地域的またはアジア全域的規模の政府間機構は、少なくとも現時点では、 きるものであった。これに対し、7.および8.のタイプ、 さて、ここまで考察した1から6までのタイプの機構は、既に成立しているかあるいはかなりの程度成立を期待で しかしながら、 実現が最も困難と思われる8のタイプについてはこの際一応置くとして、7のタイプ、すなわ すなわち人権の「伸長」および「保護」活動を目的とする小 その実現をあまり期待できない状況にあ

訳でないことはいうまでもない。ただ、アフリカでは、ウガンダのアミン政権、中央アフリカのボカッサ政権、 楽天的にすぎるであろうか。 ギニアのマシアス政権による公然たる大規模な人権侵害行為が、バンジュル憲章の採択を促す結果となったように、 場でアジアにおける地域的人権保障機構の実現を熱心に推進してきた国家が存在すること、③南アジア諸国の憲法 結成し、様々な分野での地域協力を強化しつつあること、②南アジアには、スリランカやネパールのように国連等の することはできないからである。すなわち、①南アジアの七か国は一九八五年にSAARCという地域的国際組織を の認識を深めさせ、 インドやスリランカが現在直面している人種的あるいは宗教的対立が、 きない。なぜなら、次のような点を考慮にいれると、南アジア諸国間に7タイプの機構が成立する可能性を全く否定 人権の「伸長」および「保護」を目的とする小地域規模の政府間機構に関しては、全く実現可能性がないとは断言で (年ルジブの場合を除き、極めて類似していること、である。しかし、こうした背景のみで政府間機構が成立し得る 同地域における人権基準の設定等に関する地域協力を促す要因となるのではないかとみるのは 人権問題の重要性についての南アジア諸国

125 山崎公士・阿部浩己「アジアにおける人権保障機構の構想(以下、「本論文」と略称)⊖」『香川法学』五巻三号、一○−一二頁。 基本文書」『香川法学』五巻四号で紹介。)、ローエイシャ(Lawasia)人権常設委員会、 現在アジアで活動している地域的人権保障NGOとしては、アジア人権委員会(AHRC)およびアジア法律資料センター 人権機構連合(Asian Coalition of Human Rights Organizations, ACHRO)(本部フィリピン)の五機構である(久保田洋 (Asian Legal Resource Centre, ALRC)(アジア人権委員会規程は、 「アジア人権センターの設立を考える②」『部落解放研究』四三号(一九八五年三月)、六九頁、注 山崎公士「アジアにおける地域的人権保障機構に関する アジア地域人権審議会ならびにアジア <u>41</u> °°

) 本論文(一、五一六頁)

- 127 U.N.Doc. E/CN. 4/966 and Add. 1, supra note 12
- 128 Id., paras. 34-35.
- 129 Id., para. 38.
- 130 Id., para. 39
- 131 コロンボ・セミナーの結論(3、本論文()『香川法学』六巻三号、六頁。
- 132 コロンボ・セミナーの結論は、本論文に、六頁。
- 133 本論文二、七頁。
- 134 本論文(一、七頁。なお、この条約案 (前掲注 (心)山崎資料において紹介・翻訳。) は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」 をモデルとしており、多くの条文が同規約に類似している(同資料、九八頁、注をみよ)。
- 135 前掲注(25)山崎資料、九五頁。
- 136 バンジュル憲章は、一九八六年一〇月二一日に効力発生の要件(アフリカ統一機構加盟国の単純多数の批准書又は加入書を受領 同憲章に関する文献には、前掲注(7)岩沢資料、松本祥志「「アフリカ人権憲章」の成立背景と法的意義-紹介する同憲章の訳文は、岩沢訳による。 Protection of Human Rights by International Law:The Emerging African System (1985). がある。また、本文で引用 した後三箇月で発効[第六三条三項])を満たし、発効した(Human Rights Internet Reporter, Vol. 11, No. 3, at 46.)。なお、 —」『礼幌学院法学』三巻二号(一九八六年一二月)、Philip Kunig, Wolfgang Benedek, and Costa R. Mahalu, Regional ――二つの絶対的基準
- 137 本論文()、一一頁。前掲注(8)久保論文が宣言の翻訳と解説を行っている。なお、本文で引用・紹介する同宣言の訳文は、 訳による。
- 138 同宣言は第三条(独立及び発展)で、「民衆の自主的な政治的・経済的・社会的・文化的発展を保証することは、 ある。」と規定する。 政府の責務で
- 139 バンジュル憲章が列挙する個人および集団の権利および義務については、前掲注(7)岩沢資料、ならびに前掲注(18)松本論文を みよ。
- 140 久保田洋 「国際機構の再構築」『ジュリスト』八五四号、 八五頁。

- (14) 本論文一、二九頁。
- (42) 前揭注(36)松本論文、一五七頁。
- (43) 本論文(二、五一六頁。
- 144 前掲注(8)久保論文、一二八―一二九頁。久保教授は、国家間の人権条約締結を妨げている主因は、④•⑥の事由である、とさ 14 Bulletin of Peace Proposals 45-52 (1983). Yamane, Development of Human Rights Teaching and Research in Asia: Toward a De-ideologization through Information れる。前掲注(8)山根論文、一五九—一七○頁。前掲注(⑭)久保田論文、八五頁。Khushalani, *supra* note 29, at 439-442., H
- 145 矢野暢編著『東南アジア学への招待田(新たな認識を求めて』(日本放送出版協会、一九八三年)、一一三頁、矢野暢『東南アジ ア世界の構図 政治的生態史観の立場から』(日本放送出版協会、一九八四年)、九八―一〇二頁参照
- 146 本稿において取り扱う「アジア」とは、東は日本から西はアフガニスタンまで、北はモンゴルから南はインドネシアまでの地域 ともある。なお、右に限定した「アジア」を考察の便宜上、左の三つの小地域に分類する。各国名は、 ンボ・セミナーにおけるようにアジア・太平洋地域を一括して論ずる場合には、太平洋・オセアニア地域を検討の対象とするこ に属する二四か国に限定し、西アジア、アラブ地域は除外する。なお、太平洋・オセアニア地域は原則として除外するが、 通称で表示する。 正式国名によってではな
- 東アジア(六か国)―日本、韓国、北朝鮮、モンゴル、中国、台湾

(1)

- (2)カンボジア、ビルマ 東南アジア(一○か国)−フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、タイ、ベトナム、ラオス、
- 南アジア(八か国)―バングラデシュ、インド、ブータン、ネパール、スリランカ、モルジブ、パキスタン、アフガニスタ

(3)

- 147 前掲注(46)をみよ。なお、各小地域における政治状況等については、本論文円、一三―一八頁をみよ。
- 148 萩原宜之『ASEAN=東南アジア諸国連合 東西対立と南北問題の接点』前掲注(4)、一〇九—一一五頁。
- 149 安田信之「ASEAN法の展望 特集にあたって」『アジア経済』二六巻一〇号(一九八五年一〇月)、二頁。
- 同右。なお、多元的法体制に関しては、安田信之「アジア法の3類型 ○号(一九八一年一○月)参照。 ―固有法、移入法、発展法――」『アジア経済』二二巻

- 151 本論文一、 九八五年一 二九一三〇頁。 〇月)参照。 なお、 玉巻弘光「ASEAN諸国における自由権的基本権の保障」 『アジア経済』二六巻一〇号(一
- (52) 本論文()、一五—一六頁。
- 153 本論文一、 頁。なお、 同宣言の内容については、 前掲注(8)久保論文をみよ。
- 155 154 ダッカ宣言およびSAARC憲章の要旨と英文テキストは、 本論文一、 AARC発足の背景については、中村平治「南アジアにおける国際環境と地域協力」『国際問題』三○四号(一九八五年七月)、 一六一一八頁。 『月刊国際政経情報』一九八六年一月号、一四―二七頁。なお、S

)SAARC憲章第一条。前掲注(15)『月刊国際政経情報』、一九、二二―二三頁。

「南アジア地域協力連合:その成立と性格」『海外事情』三四巻七・八合併号(一九八六年七・八月)をみよ。

(157) 同右、一五—一七頁。

156

西野照太郎

158

同右、二〇、二四頁。

- (60) 本論文()、一一頁。同
- (値) 本論文円、一〇―一一頁。(個) 本論文円、一〇―一一頁。同委員会の基本文書は、前掲注(12)山崎資料、

九八一九九頁。

- (63) 本論文(一)、五一八頁。
- 162 本論文一、 | 二頁。 アジア人権委員会規程のテキストは、 前掲注 (125)山崎資料、 九九一一〇五頁。
- ∜)本論文□、六−九頁。 ※)本論文□、五−八頁。
- (16) 前掲注(16)久保田論文参照(164) 本論文二、六—九頁。
- (16) 前掲注(16)松本論文、一一九—一二七頁参照。(16) 本論文宀、三〇—三一頁。

四一

伍 結びにかえて

法にもとづき行政的あるいは司法的救済を求めることができる。このように、国内法上国家は個人または集団の基本 るのが原則である。 人権および自由を護る担い手として位置づけられている。 個人または集団の基本的人権および自由は、 したがって、個人または集団に対する人権侵害が生じた場合には、被侵害者は、国家に対し国 その個人または集団が属する主権国家の国内法を通じて保障され

的平面で人権侵害の救済を受けるのは事実上絶望的に近いものと思われる。 同手続による申し立てが実際に取り上げられる場合は極めて限られているため、こうした状況の下にある者が国際 を負っているときは、その国の人権侵害行為を条約上の義務違反として国際的平面で問題とすることが可能である。 期待することはできない。ただしこの場合でも、人権侵害国が国際的人権条約の当事国であり条約上人権保護の義務 たり人権侵害行為を黙認したりする状況においては、人権を侵害された者は通常の国内法上の救済をもはや国家に ないであろうから、 かしながら、自らが直接的または間接的に人権侵害を行うような国家は、恐らくは、国際的人権条約にも加入して もっとも、こうした状況にある者でも、一五○三手続により人権侵害の申し立てをすることは可能である。しかし、◎ しか しながら、アジア諸国にまま見られるように、本来人権保障の担い手たるべき国家が自ら人権侵害行為を行 当該人権侵害行為を国際的平面で法的に非難する途もほとんど開かれていないといえよう。

えば、 えば、 ところで、国家内の人権保障状況を国際的に監視するための方策としては、大別すると、①国際的人権条約 ②国際機構 (例えば、 国際人権規約・人種差別徹廃条約・ヨーロッパ人権条約・米州人権条約) 国連人権小委員会における一五〇三手続による申し立ての検討や人権NGOによる人権の「伸長」活動) 国連の人権委員会・同小委員会のような政府間機構、 または非政府間機構)の日常活動 の実施措置の運用を通じて行う方法)を通 例

じて行う方法とが存在する。

国家は れ故に、 妥当する人権基準を設定し、これを目安にアジア地域の人権状況を改善するのは、 とする非政府間機構は既に存在し、 する手段としては、 地域に独自の地域的人権保障機構を設置すべく努力するしか方法はない。しかしながら、人権侵害を事とするような たがって、アジア地域で①の方法を実質化するためには、 て国内の人権状況を国際的に監視する体制にはない。したがって、同地域において国内の人権状況を国際的に監 先にみたように、アジア諸国の既存の しばしば触れてきたように、アジア地域は雑多な要素から成る諸国によって構成されているので、アジア全域に 地域 地道な活動の積み重ねが意味をもつであろう。今日アジアにおいて最も必要とされているのは、 的人権保障機構の設置について積極的であろうはずがないと思われるので、アジア地域は、①の方法によ ②の方法しか残されていない。 また同様の目的の政府間機構も実現が期待できる段階にさしかかってい 人権諸条約への参加状況は他 しかし、本稿での検討によれば、 既存条約への加入促進を諸国に訴えるか、 !の地域に較べて決して芳しいものでは 容易な作業ではない。 人権の「伸長」活動のみを目: あるい コロ しか はアジ し、そ 的 P

セミナーの 結論 の中に示されている、基本的な国際的人権文書をできるだけ多くの地域言語によって広めること、人

匹 権 に関する教育・教授法・ 最後に、 本稿で論じることができなかった問題点のうち重要なものを今後の課題として指摘しておきたい 訓練・ 調査・文献 ・広報・経験の交換のような極めて地道な「伸長」活動であろう。

的人権文書により設定されてきた普遍的な人権基準と同 第 は、 アジア地域に適用される共通の人権規範は存在しうるか。それは、世界人権宣言、(②) なのか否か、 という根本的な問題 である。 国際人権規約等の

ある。 第二は、 しかし、 人権保護の担い手の問題である。現在の主権国家体制にあっては、 国家にこの役割を期待し得ない状況においては、 国内に人権保護の担い手を見いだすか、 主権国家が 人権保障の第 ある 0) 扣 いり 61 手で は 玉

役割を演じうるであろうか。また、国外の人権NGOは、 外の人権NGOにこの役割を期待する他ないであろう。このような場合、国内における担い手としては、 効率的に進めるため今後どのような活動を展開しうるであろうか。地域的人権保障機構の可能性を論ずる際も、こう 様な主体が考えられるであろうか。仮に、こうした担い手が国内に存在するとしても、果して安全かつ実効的にその た人権保護の担い手論を考慮する必要があろう。 国内の人権状況を監視し人権侵害をやめさせる活動をより 実際にどの

物事を論ずるだけで事足りるのだろうか、という疑問である。先にも触れたように、アジア諸国には人為的に引かれ あるように思われる。 なる要素を一国内に抱える国家においては、 ため様々な努力がなされつつあるが、同一民族が複数の国家にまたがって存在する場合や、宗教・言語・文化的に異 た国境線を基礎とし不自然な形で国家が形成されたケースが少なくない。こうした国家においても国民国家形成の 第三は、第二の問題点とも関連するが、アジア地域における国際的人権保障体制を考える場合、果して国家単位 主権国家を単位とするものの見方のみでは把握できない問題点も多々

- 168 一五〇三手続については、今井直「国連・一五〇三手続の制度的性格と問題点」『法研論集(早稲田大学大学院)』二六号(一九 いて---最近の再検討作業」『関西大学法学論集』三六巻三・四・五合併号(一九八六年)参照 八二年)、久保田洋 (6)『国際人権法入門』所収、 「国連における人権侵害通報申立てシステム―― 久保田洋『実践国際人権法』(三省堂、 一五〇三手続とB規約選択議定書による手続 一九八六年)、竹本正幸「国連人権小委員会のあり方につ
- (的) 前掲注(品)『実践国際人権法』第2部参照
- (170) 本論文()、一九—二七頁
- 11) 本論文曰、六―七頁。

172 世界人権宣言は、 No. 13, Feb. 1986, at 79-80.)° 語、中国語、英語、フランス語、日本語、ルーマニア語、ロシア語およびスペイン語のテキストがあるのみである(SIM Newsletter 世界の六八の言語(アジアの二九言語を含む)に翻訳されているが、 国際人権規約にはアフガン語、 アラビア

173 前掲注(8)山根論文、一五九─一六○頁参照

付 記

本誌の執筆要領にしたがい、本論文の執筆分担を示すと次の通りである。

は山崎が執筆した。 アジア諸国の人権状況の口―四(本論文(一)、五巻三号、一九―三九頁)は阿部が執筆し、 それ以外の部分

る研究成果の一部である。

なお、本論文(二)および(三・完)

(山崎執筆)

は、

昭和六一年度文部省科学研究費補助金

(一般研究C) によ

(完

四五